

弘南鉄道弘南線広域交通機能維持方策調査業務委託仕様書

1 委託業務名

弘南鉄道弘南線広域交通機能維持方策調査業務

2 委託業務の目的

本県における地域公共交通を取り巻く環境は、人口減少の進行や自家用車への依存の高まりなどにより、利用者数の減少に歯止めがかからず、年々厳しさを増している。

特に、弘南鉄道（弘南線・大鰐線）については、中南圏域における広域的な地域公共交通として地域住民に対して移動サービスを提供してきたが、利用者数の減少に加え、施設等の老朽化や物価高騰等による修繕費の増加、運転士等の担い手不足などにより、弘南鉄道大鰐線（以下、「大鰐線」という。）は令和9年度末をもって休止となるなど、厳しい経営状況、運営体制が続いている。

本業務では、引き続き人口減少が見込まれる中においても、鉄道や路線バスなどの広域交通機能を将来にわたって維持・確保していくため、弘南鉄道弘南線（以下、「弘南線」という。）を主な対象として、利用実態や人口動態等のデータやファクトに基づく現状分析・将来予測を行い、それらを踏まえて広域交通機能の維持方策を整理することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 委託業務の内容

受注者は、次の業務を実施すること。

（1）現状分析・課題整理

次のア～ウに示す事柄を調査した上で、弘南線の課題整理を行うこと。

ア 弘南線周辺の地域公共交通の実態把握

- ・ 弘南線周辺の公共交通の運行状況及び利用実態（沿線市村が運行するコミュニティバスや、沿線高等学校が運行するスクールバスを含む）
- ・ 弘南線沿線住民の地域公共交通に対する意識・ニーズ把握

イ 鉄道運行主体の実態調査

- ・ 弘南鉄道（株）の経営状況、社員、鉄道施設（線路・電路・車両）の実態把握
- ・ 弘南線と運行状況等が類似する鉄道事業者との経営状況比較

ウ 全国の鉄道再構築事例

（2）鉄道事業の将来見通し

上記（1）を踏まえ、弘南線の概ね10年間の鉄道運営に関する見通し（収支シミュレーション、施設修繕・改修など）を示すこと。

（3）広域交通機能の維持方策の導出

上記（1）及び（2）で分析した結果を踏まえ、以下のア～オの観点から概ね10年間の広域交通機能の維持に向けた対応方策（運行主体の分析を含む）を導出すること。

また、対応方策ごとに導入費用の積算を行うとともに、運行主体及び自治体の経費についてシミュレーションを行い、それぞれのメリット・デメリットの分析を行うこと。

ア 現状維持

イ 上下分離方式

ウ みなし上下分離方式

エ バス・鉄道併用（弘南線の区間短縮や、JR線の利用を含む）

オ バス転換

(4) 調査の前提条件

上記(1)～(3)の調査は、弘南鉄道沿線市町村が策定した弘南鉄道弘南線・大鰐線維持活性化支援計画に基づく支援を前提とし、大鰐線廃線に伴う経営への影響も含めること。

また、調査対象エリアとして、弘南線の広域交通機能として想定される次のエリアを対象とすること。

- ・ 弘南線沿線
- ・ 弘南線黒石駅と JR 駅を結ぶ既存のバス路線（黒石駅-川部駅、黒石駅-弘前駅）
- ・ JR 奥羽本線（川部-石川）

(5) 会議補助

発注者の求めに応じ、沿線市村や交通事業者を参集し弘南線の維持方策等を検討する会議（年3回開催予定）で使用する資料作成、会議当日の説明を行うこと。

(6) 報告書の作成

ア 中間報告書

調査結果の速報値などを取りまとめた中間報告書を作成すること。中間報告書の記載内容は発注者と協議して定める。

イ 調査結果報告書

本業務の調査結果をとりまとめ、調査結果報告書及び調査結果概要版を作成すること。

5 実施体制

(1) 受注者は、契約締結後2週間以内に業務計画書を提出し、発注者の承認を得ること。業務計画書には業務内容、役割分担、実施スケジュール、担当者を明記すること。

(2) 本業務の実施に当たり、業務全体を管理し、発注者との連絡・調整の窓口となる業務責任者を配置すること。

(3) 受注者は、契約締結後速やかに発注者に業務責任者を届け出ること。また、業務実施体制図を提出すること。

(4) 業務責任者は、特段の理由がない限り契約期間終了まで変更しないこと。

(5) 受注者は、業務の遂行に当たり、発注者との円滑な意思疎通が図られるよう留意すること。また、報告、協議、助言及びその他の必要なコミュニケーションについては、定期的に Web 会議形式又は対面にて行うこと。

6 成果品

(1) 中間報告書

令和8年10月16日（金）までに中間報告書（紙媒体1部及び電子データ）を提出すること。

(2) 調査結果報告書

本業務完了後、令和9年3月12日（金）までに下記を提出すること。

- ① 調査結果報告書（紙媒体1部及び電子データ）
- ② 調査結果概要版（紙媒体1部及び電子データ）
- ③ 調査結果報告書内に掲載されたグラフ等の電子データ

(3) 納品場所

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県交通・地域社会部 交通戦略課 新幹線・地方鉄道グループ

(4) その他

- ① 成果品の電子データはMicrosoft Word、Excel、PowerPoint 等とし、県又は自治体が再利用できるものとする。
- ② 成果品の著作権は県に帰属し、契約終了後においても発注者が使用、改変、公開できるものとする。したがって、成果品内で使用される写真、図表等についても、この条件を満たすものであること。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、発注者及び受注者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。